

# 安保三文書の本質と北海道

清　末　愛　砂

## はじめに

日本政府は二〇二三年一二月一六日、国の安全保障の名の下、軍事力による防衛力の強化を目的として、三つの文書を改定しました。改定された三つの文書は『国家安全保障戦略』、『国家防衛戦略』、『防衛力整備計画』を指し、まとめて「安保三文書」と呼ばれています。本日はこの安保三文書をテーマとして取り上げます。

国家の安全保障政策は、軍事も含まれますが、

それ以前に外交努力の継続、戦争によらない安全の確保が王道です。しかし、日本の場合、特に二〇一二年一二月に発足した第二次安倍政権以降、

軍事力に依拠する安全保障政策の拡大すなわち、「戦争ができる国づくり」の体制整備が急速に進められてきました。

振り返れば、二〇一五年九月に制定された安保関連法制は、従来の憲法解釈を根本から覆して「集団的自衛権の限定的な行使」を容認し、国内では

大きな反対運動も起きました。しかし、本日のテーマとする安保三文書は、安保関連法制が小さく見えるほど、凄まじい大軍拡の推進を記しています。

従前からの憲法第九条を対象とした解釈改憲の流れともあいまつて、安保三文書の成立をもって、日本はすでに戦時体制の確立へと向かうとば団に立っています。

本日は、安保三文書の策定の背景、政策上の立ち位置、内容上の特徴や問題性を確認した上で、今後の北海道への影響などについても考えてみたいと思います。

## 1. 戰争・武力行使を予防する憲法第九条の参考の必要性

### 日本国憲法 第九条

このような憲法原理のもとにあつては、「平時の延長線上に戦時がある」という視点に立ち、平時にから戦争・武力行使に向かう道を形成する構造を見抜き、軍事化の芽を摘み、草を抜く不斷的努力を求められるとともに、憲法第九条が「戦争・武力行使の現実化を予防する条項」として存在していることの意義を理解しておく必要もあります。

① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

たゞ、憲法第九条自体は、特に二一世紀に入つて以降、二〇〇三年の有事立法など、安保関連法制の制定前から、形骸化が進められてきた現実も

日本は戦後、前文の平和的生存権や憲法第九条の謳う平和主義のもと、國權の發動たる戦争の放棄、武力による威嚇や武力行使の放棄、戦力の不保持、國の交戦権の否認を基本とする國家運営を続けてきました。

日本は戦後、前文の平和的生存権や憲法第九条の謳う平和主義のもと、國權の發動たる戦争の放棄、武力による威嚇や武力行使の放棄、戦力の不保持、國の交戦権の否認を基本とする國家運営を続けてきました。

あります。

こうした現実も十分に踏まえつつ、現代の国際情勢などに鑑みながら、今一度、憲法第九条自体がなぜ戦争予防の効力を持つのか、その意味を再考しておく必要があると考えています。

第九条第一項は、武力による威嚇または武力行使の放棄を謳っています。この規定について、憲法学者は歴史を踏まえながら以下の二つのことを主な論点としています。

一つは、自衛権 자체を否定しないとしつつも、自衛の手段は武力行使に限られるのか、それ以外の手段もあるのかなど、いくつか議論があります。

もう一つは、第九条の成立過程に着目し、自衛のための戦争も放棄するという解釈です。このようないい解釈の土台には、当時の吉田茂首相による一九四六年六月二六日の帝国議会衆議院本会議での以下の答弁があります。

「戦争放棄に関する本案の規定は、直接に自衛権を否定して居りませぬが、第九条第二項に於いて一切の軍備と國の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦われたのであります。(中略)

我が国に於ては如何なる名義を以しても交戦権は先ず第一、自ら進んで放棄する、放棄することに依つて全世界の平和の確立に貢献する決意を、先ず此の憲法に於て表明したいと思うのであります。」(旧漢字は新漢字に、カタカナはひらがなに変更)

上記の吉田首相の発言は、過去のあらゆる侵略戦争が「自衛のための戦争」の名の下に正当化されてきた歴史を踏まえたものと受け取れます。関連して、二〇一二年二月二十四日に始まり、現在も続くロシアによるウクライナ侵攻を考える上でも、この「侵略戦争は自衛の戦争の名の下に正当化された」という観点は非常に重要です。

ロシアのウクライナ侵攻に対する日本国内での解釈や評価は現在錯綜しているように見受けられますが、私自身としては、プーチン大統領自身が侵攻を実行するにあたってロシア国民に向けて行った演説で、侵攻の理由として挙げたいくつかの事項の一つに「自衛」を挙げていたことに着目しています。

なぜブーチン大統領がウクライナ侵攻の理由に「自衛」を掲げ得たかと言えば、ウクライナ東部二州の独立を直前(二月二二日)に承認して二つの国(ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国)とし、ロシア連邦と両国との間でそれぞれ友好条約を締結したこと、国連憲章により集団的自衛権の行使が認められること、両国からの要請に基づいた侵攻であること、などが根拠とされています。これは一九七九年の旧ソ連によるアフガニスタン侵攻の際にも見られた古典的なやり方です。ロシアに限らず、大国が軍事侵攻を行う際には、このような個別の自衛権の行使の論理か、集団的自衛権の行使の論理か、いずれかを理由に掲げます。自衛のための戦争も含めて、あらゆる戦

争・武力行使を放棄すると謳う憲法第九条を持つ日本は、自衛の名のもとに侵略戦争を行うロジックがどのようなものであり、どのような不当性を持つか、正確に理解しておく必要があると思います。

日本ではこの一〇年の間に軍事化が急速に進められ、第二次安倍政権がいわゆる「積極的平和主義」という軍事に依拠した外交姿勢を打ち出して以降、二〇一四年七月一日の集団的自衛権の限制的な行使を容認する緊急閣議決定を経て、二〇一五年九月一九日には安保関連法制が制定されました。この当時、集団的自衛権の行使を容認する日本政府の動きに強く反対した日本国民は、護憲派をはじめとして全国各地に大勢いたはずなのです。が、現在のウクライナ侵攻をめぐっては、平和・反戦運動の中でも様々な立場・主張があり、ロシアを支持する声もあって、かつてのような一体性が弱まっています。この部分の意見の違いについては早めに考え方を整理しておかないと、今後、平和・反戦運動を展開していく上で足をすくわれる原因になる恐れがあり、私としては強く懸念しています。

一方、改憲派の側は、現下のウクライナ問題などを積極的に利用しながら、日本が他国から軍事的に侵略され、戦争が起きる可能性を殊更に強調し、軍事化の流れを正当化しようとしてきます。しかし、侵略や戦争は突然起きるものではなく、それらの心配をする前に、それらが起きないよう真摯な外交を不斷に追求する方法こそが国家と

しての安全保障の王道です。

## 2. 第一次安倍政権から続く大軍拡の流れ

冒頭でも紹介したとおり、二〇一二年一二月に発足した第二次安倍政権以降、後継の菅政権、現行の岸田政権のもと、日本では今日に至るまで、「戦争ができる国づくり」が進められています。この間の動きを以下に整理したいと思います。

### (1) 悪法制定が相次いだ第二一一回国会

二〇一三年第二一一回国会では、入管法の改定法案やLGBT理解増進法案などの様々な問題を含む諸法案とともに、「戦争ができる国づくり」を進める法案が相次いで可決・成立され、日本の軍拡への歩みがまた急速に進められたと感じています。

このうち安保三文書に特に関係するのは、いわゆる「防衛力財源確保特措法」と「防衛産業強化法」の二つです。前者は、税収以外の資金で安保三文書に基づく軍拡推進予算を確保することを目的とした法律です。後者は、民間軍需産業に国が支援金を出すための根拠になるだけでなく、自由では立ち行かない産業については国有化も許容するとする法律です。公権力による民間軍需産業への支援は、憲法第九条とは明らかに相容れない行為です。

くわえて、先ほどあげて改定入管法とLGBT

理解増進法に触れたのは、これら二法の共通性を、現在の日本社会を特徴付けるものとして指摘しておきたかったからです。それは排他性です。

入管法の二〇二三年改定法は、難民申請が三回以上のお申請者について強制送還を可能にするものです。そもそも難民申請者を強制送還の対象としてはならず、それは「迫害の危険がある国へ難民を送還してはならない」とする「ノン・ルーフィールマン原則」に基づきますが、入管法は二〇二三年改定により、この原則を停止することが可能になりました。日本はもとより難民認定をなかなかしない国でしたが、同改定により、これをさらに強化するような格好になりました。

LGBT理解増進法は、その「理解増進」の名にかかわらず、理解増進に逆行する可能性が指摘されています。第一二条に「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができる」となるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする」と記されています。これは明確に、マイノリティではなくマジョリティが安心して暮らせるよう配慮する措置を政府に求めています。本来的には政権与党らは明文改憲の旗を一方で引き続き掲げつつも、それ自体の実現は極めて難しいので、二〇一五年に安保関連法制による解釈改憲が成功して以降、明文改憲と同時並行で解釈改憲をより積極的に進めるようになっています。政権与党においては党はとして長く希求されてきた明文改憲実現への路線を繼續しつつも、並行してさらなる解釈改憲を重ねていくことで、大軍拡への道をすでに進み始めているというのが現在の日本の状況です。

### (2) 進む二種類の改憲

日本の現状を見ると、改憲の進め方に二種類の方法があり、それらが同時並行で進められているにかかわらず、理解増進に逆行する可能性が指摘されています。第一二条に「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができる」となるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする」と記されています。これは明確に、マイノリティではなくマジョリティが安心して暮らせるよう配慮する措置を政府に求めています。本来的には政権与党らは明文改憲の旗を一方で引き続き掲げつつも、それ自体の実現は極めて難しいので、二〇一五年に安保関連法制による解釈改憲が成功して以降、明文改憲と同時並行で解釈改憲をより積極的に進めるようになっています。政権与党においては党はとして長く希求されてきた明文改憲実現への路線を繼續しつつも、並行してさらなる解釈改憲を重ねていくことで、大軍拡への道をすでに進み始めているというのが現在の日本の状況です。

こうしたなか、改憲を実現するために政治の場で何が行われているかと言えば、一つは野党に対

する排除の動きが活発化し、ボピュリズム政党が勢いを増しています。その一方で、法律のレベルでは、憲法理念に違反する悪法を次々と制定させ、これらをもつて改憲に向けた外堀を埋めるという状況がすでにづくり出されています。あわせて、この数年、衆参両院の憲法調査会では、いわゆる緊急事態条項の新設、とりわけ議員の任期延長の件が猛烈な早さで議論されています。

自民党は二〇二二年に入つてから早々に、これら三文書の改定に向けた作業に着手しており、一月の「新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換」を経て、四月に党として「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」を策定・公表しています。この提言が七月の「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）」に反映されて「五年以内に防衛力を抜本的に強化する」との文言が明記されています。

これが「二〇二三年度から二〇二七年度までの防衛力整備計画の実施に必要な総額…四三兆円程度（総額）」という試算の根拠となり、現下の流れの最大の推進力になっています。その後、九月設置の「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」での議論を経て、一二月の安保三文書の閣議決定へとつながっています。その先に、先ほどご紹介した二〇二三年第二一一回通常国会での「防衛力財源確保特措法」と「防衛産業強化法」の制定があります。

本日のテーマである安保三文書は解釈改憲を大きく進めるものです。従来の専守防衛の原則から敵地攻撃・先制攻撃の道へと明確に方針転換した安保三文書の内容は、専守防衛の縛りがまだ幾分かは効いていた過去の解釈改憲の内容とは比較にならないほど凄まじい軍拡への道を示す内容です。なぜこのような状況に至つたのか、これまでの経緯を以下に振り返ります。

安保三文書を構成する『国家安全保障戦略』、『国家防衛戦略』、『防衛力整備計画』には、それぞれ前身があります。『国家安全保障戦略』は二〇一三年策定の同名の文書であり、これはその二年後（二〇一五年）の安保関連法制の制定に向けて「積極的平和主義」の文言を打ち出したものでした。『国家防衛戦略』は二〇一八年策定の『防衛大綱』が、『防衛力整備計画』は同じく二〇一八年策定

の「中期防衛計画」が、それぞれ前身になつています。

自民党は二〇二二年に入つてから早々に、これら三文書の改定に向けた作業に着手しており、一月の「新たな国家安全保障戦略等の策定に関する

有識者との意見交換」を経て、四月に党として「新

## ○『国家安全保障戦略』VI-2-(2)「国家安全保障の最終的な担保である防衛力の抜本的強化」

国際社会において、力による一方的な現状変更及ぼそ試みが恒常的に生起し、我が国周辺における軍備増強が急速に拡大している。ロシアによるウクライナ侵略のように国際秩序の根幹を揺るがす深刻な事態が、将来、とりわけ東アジアにおいて発生することは排除されない。このような安全保障環境に

対応すべく、防衛力を抜本的に強化していく。そして、強力な軍事能力を持つ主体が、他国に脅威を直接及ぼす意思をいつ持つに至るかを正確に予測することは困難である。したがつて、そのような主体の能力に着目して、我が国の安全保障に万全を期すための防衛力を平素から整備しなければならない。また、我が国の防衛力は、科学技術の進展等に伴う新しい戦い方にも対応できるものでなくてはならない。

このように振り返ると、安保三文書の立ち位置は、安保関連法制の内容確認にとどまるものではなく、安保関連法制を踏まえて、次のステップへと大きく軍拡路線を飛躍させるものと言えます。

安保三文書の内容は、先に言えば、使用されて

いる文言も相当程度共通化されており、似通つた内容と言えます。以下に、それぞれの策定趣旨等を抜粋し、まず三文書間の内容の共通性を確認したいと思います。

### (2) 安保三文書の狙い

このように観点に立ち、宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により自衛隊の全体の能力を増幅させる領域横断作戦能力に加え、侵攻部隊に

対し、その脅威圏の外から対処するスタンド・オフ防衛能力等により、重層的に対処する。また、有人アセットに加え、無人アセット防衛能力も強化する

こと等により、様々な防衛能力が統合された防衛力を構築していく。さらに、現有装備品を最大限有効に活用するため、可動率向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靭化により、防衛力の実効性を一層高めていくことを最優先課題として取り組む。

### ○『国家防衛戦略』II-3「防衛上の課題」

さらに、高い軍事力を持つ国があるとき侵略という意思を持ったことにも注目すべきである。脅威は能力と意思の組み合わせで顕在化するところ、意思を外部から正確に把握することには困難が伴う。

国家の意思決定過程が不透明であれば、脅威が顕在化する素地が常に存在する。

このような国から自国を守るために、力による一方的な現状変更是困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した自らの能力、すなわち防衛力を構築し、相手に侵略する意思を抱かせないようにする必要がある。

戦い方も、従来のそれとは様相が大きく変化してきている。これまでの航空攻撃・海上攻撃・着上陸侵攻といった伝統的なものに加えて、精密打撃能力が向上した弾道・巡航ミサイルによる大規模なミサイル攻撃、偽旗作戦を始めとする情報戦を含むハイブリッド戦の展開・宇宙・サイバー・電磁波の領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核保有国が公然と行う核兵器による威嚇ともどれの言動等を組み合わせた新しい戦い方が顕在化している。こうした新しい戦い方に対応できるかどうかが、今後の防衛力を構築する上で大きな課題となっている。

### ○『防衛力整備計画』I「計画の方針」

「国家防衛戦略」(令和四年一二月一六日国家安全保障会議決定及び閣議決定)に従い、宇宙・サイバー・電磁波領域を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までの柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする多次元統合防衛力をとする多次元統合防衛力を抜本的に強化するなどと記されています。最近

よく話題になる「スタンド・オフ防衛能力」(敵基地攻撃能力)、AIやドローンなどを用いた「無人アセット防衛能力」も含め、伝統的な軍事力のイメージをはるかに超えた、グローバルかつ包括的な防衛力の強化がめざされているということです。

一方で、「国家防衛戦略」には「力による一方的な現状変更是困難であると認識せる抑止力が必要」とも記されています。この「力による一方力を強化する。おおむね一〇年後までに、防衛力の目標をより確実にするため更なる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛援を受けつつ、これを阻止・排除できるよう防衛力を強化する。

これらの引用から三文書に共通して言えることは、第一に、現下のロシアによるウクライナ侵攻という事実を利用し、これを日本の防衛力を抜本的に強化する理由に据えていることです。

第二に、強力な軍事能力を持つ主体が日本への侵略の意思を持つタイミングを正確に予測すること

とは不可能であるから、日本の安全保障に万全を期すために、強力な軍事能力に対応しうる防衛力を

私は安保三文書に書かれている内容に大きな恐れを抱いています。憲法第九条はまるで存在しないかのように、「自衛」や「防衛」の名による正当化を進めながら、「抑止力」という名の軍事的

### (3) 安保三文書の思考とその本質

ける能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする多次元統合防衛力を抜本的に強化するなどと記されています。最近よく話題になる「スタンド・オフ防衛能力」(敵

優位性を確保しようとする意思を露わにしているからです。

この軍事的優位性の確保とは、仮想敵国よりも優位に立ちたいという欲望です。ジエンダーの視点に基づく憲法研究、あるいは憲法第二四条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）に関する研究を長く続けてきた私自身の視点から言うと、ドメスティック・バイオレンス（DV）などファミリー・バイオレンスの加害者のメンタリティと、軍事に依拠する安全保障政策を進める国家のメンタリティは類似しています。DVの本質は殴つたり蹴つたりするような暴力そのものではなく、人を支配し、自分の言うことを聞かせ、自分の思うようにコントロールできるようにすることにあります。DV加害者が怒るのは、相手が自分の思い通りにならないときです。暴力は手段であり、本質は支配欲です。つまり、両者の共通性とは、相手よりも優位に立つことを欲し、相手との間に権力関係（支配－服従関係）をつくり、相手が自分の意に背くことをした場合には叩きのめす行動をとるということです。

このような思考から脱け出すには、いかに非暴力性を身につけることができるかが重要です。この非暴力性とは、暴力を振るわないというだけでなく、相手を支配したいという欲望を持たないこと、相手との間に対等な関係性をつくることです。これは個人・家庭のレベルでも、国家のレベルでも同様のことと言えます。

したがって、「非暴力に基づく平和主義」を実現しようとするならば、憲法第九条はもちろん重要なですが、これを遵守するだけでは不十分であり、家庭生活における個人の尊厳と両性の平等を謳う第二四条の発想に立ち、ジエンダー平等・ジエンダー正義に基づく社会的公平、いわば「足元の平和」も合わせて進めていくことが不可欠であると考えています。

#### ミリー・バイオレンスの加害者のメンタリティと、

軍事に依拠する安全保障政策を進める国家のメンタリティは類似しています。DVの本質は殴つたり蹴つたりするような暴力そのものではなく、人を支配し、自分の言うことを聞かせ、自分の思うようにコントロールできるようにすることにあります。DV加害者が怒るのは、相手が自分の思い通りにならないときです。暴力は手段であり、本質は支配欲です。つまり、両者の共通性とは、相手よりも優位に立つことを欲し、相手との間に権力関係（支配－服従関係）をつくり、相手が自分の意に背くことをした場合には叩きのめす行動をとるということです。

### 4.『防衛力整備計画』の示す将来像

#### (1) 計画実施に必要な経費とその財源

三文書の一つ『防衛力整備計画』は、五年後（二〇二三～二七年度）までに、「我が國への侵略が生起する場合には、我が国が主たる責任をもつて対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるよう防衛力を強化する」、一〇年後を目処に、「防衛力の目標をより確実にするため更なる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるよう防衛力を強化する」としています。

最初の五年間（二〇二三～二七年度）における計画実施に必要な経費の総額は、四三兆円程度とされています。報道（『東京新聞』二〇二三年一二月三一日）によると、実際にはこのほかに後年度の負担（分割ローン）があるので、総額はさら

に増えるとのことです。内訳は、新しい装備品の契約費、新しい装備品を運用する人たちの入件費、これまでのローンの支払い、今後発生する新たな

現しようとするならば、憲法第九条はもちろん重

要ですが、これを遵守するだけでは不十分であり、

家庭生活における個人の尊厳と両性の平等を謳う第二四条の発想に立ち、ジエンダー平等・ジエンダー正義に基づく社会的公平、いわば「足元の平和」も合わせて進めていくことが不可欠であると

考

えています。

ローンの支払いなどです。

この四三兆円という莫大な経費を賄う財源が無いため、これに対応するために第二一一回国会で制定されたのが、先ほども紹介した「防衛力財源確保特措法」です。同法では財源確保の方策として、税外収入の積立てをする「防衛力強化資金」の創設、国有財産（の売却資金）の活用、歳出改革、特別会計の繰り上げ金や決算余剰金の活用、国立病院機構や地域医療機能推進機構の積立て返納などが挙げられています。このうち国立病院機構や地域医療機能推進機構の積立て返納という方策は重大な問題があると思いますが、医療に

関わる部分にまで手をつけないと財源が確保できないという現状の深刻さを表しています。あわせて、単年度予算の原則に明らかに違反しているという問題もあります。それだけ日本は身の丈に合わないことをこれから実行しようとしているのだと言えます。

#### (2) 防衛力の整備目標

『防衛力整備計画』（以下、『計画』）は、「二〇二七年までの五年間」と「おおむね一〇年後まで」にどのように防衛力を強化していくのかについて、別表1～3（後継資料参照）で具体的に示しています。これを見れば、日本政府がこれから進めようとしている防衛力強化の内容や行程が一目でわかります。別表には、先ほども紹介した「スタンダード・オフ防衛能力」、「無人アセット攻撃

能力」、「A-I等の活用」といった文言が惜しげもなく羅列されています。その特徴について、以下にいくつか指摘していきます。

第一は、別表1にあるとおり、「二〇二七年度までの五年間」と「おおむね一〇年後まで」の二段階で整備を進めようとしていることです。前出の「防衛力財源確保特措法」は前者に関わるものです。

第二に、「スタンド・オフ防衛能力」（敵基地攻撃能力）はミサイルによる攻撃が中心になりますが、別表2によれば、ここには新型ミサイルに混じってトマホーク（巡航ミサイル）が含まれており、すでに四〇〇発の購入が決められています。

第三に、今回特に強調されているのが、別表2-(3)の「無人アセット防衛能力」であり、具体的にはUAV（無人航空機）、UGV（無人地上車両）、USV（無人船艇）、UUUV（無人潜水艇）が列挙されています。

第四に、別表3には「おおむね一〇年後」の実現をめざす陸自・海自・空自の将来体制が一覧化されています。これを見ると、それぞれに無人機部隊や情報戦部隊といった新たな専門部隊が創設されるほか、陸海空各自衛隊の全てに関わる「共同の部隊」として「サイバー防衛部隊」と「海上輸送部隊」の設置も構想されています。

さらに、自衛隊の運用体制に関して「計画」本文（III-1-1-(1）から補足すれば、「常設の統合司令部を創設」することも構想されています。陸海空の各自衛隊を統合して運用するための司令部

を常設するということです。「平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現できる体制を構築する」ことが目的とされています。

ところで、「スタンド・オフ防衛能力」とは「反撃能力」に他なりません。『計画』第II章第2節に以下の記述があります。

「我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力を反撃能力として用いる。この反撃能力の運用は、統合運用を前提とした一元的な指揮統制の下で行う。」

この引用文のうち「必要最小限度の自衛の措置」として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力を反撃能力として用いる」というわずか数行の記述をもつて、日本が専守防衛原則を捨て、憲法第九条に抵触するとされていた敵基地攻撃能力を保有することを認めたのです。

また、「同志国等との連携」についても明記しています。同志国とは、条約等を締結していくなくとも、日本と同じような外交方針や課題を持つ国々などとされ、これらとも「二国間・多国間の防衛協力・交流を一層推進」するとしています。具体的には、「人的交流」を進めるほか、「戦略的

うな日本の防衛力それ自体の強化だけでなく、日米同盟や同志国との防衛協力のさらなる強化を掲げています。

### 日米同盟

『計画』第IV章および第V章は、前項で見たよ

### (3) 軍事同盟の強化

うな日本の防衛力それ自体の強化だけでなく、日米同盟や同志国との防衛協力のさらなる強化を掲げています。

寄港・寄航、共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、国際平和協力活動等」を「各軍種の特性に応じ適切に組み合わせて、戦略的に実施する」などとしています。このような記述があることから、将来的に、日本国内に同志国の軍隊（抑圧的な国家の軍隊も含め）を招き、共同での軍事訓練や技術指導などが行われることが想定されます。

#### (4) 防衛力を支える要素と北海道への影響

『計画』第VI章では、「防衛力を支える要素」として「訓練・演習」、「海上保安庁との連携・協力の強化」、「地域コミュニティーとの連携」、「政策立案機能の強化等」の四項目を挙げています。

この中で、本計画と北海道との関わりも明らかになっています。北海道との関わりがあるのは「訓練・演習」と「地域コミュニティーとの連携」です。まず「訓練・演習」では、「自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習」と「オーストラリア、インド、欧州・東南アジア諸国等との二国間・多国間の訓練・演習」を計画的に実施するため、「北海道を始めとする国内の演習場等を整備し、その活用を拡大するとともに、国内において必要な訓練基盤の整備・充実を着実に進める」、「北海道を始めとする国内の演習場等を含め、訓練基盤の周辺環境への配慮をしていく」と、北海道を名指ししています。のことから、今後の拡大を想定する日本国内での自衛隊の訓練・演習、同盟国や同

志国との共同訓練・演習が行われる場合、北海道が主な場として想定されていることがうかがわれます。とはいえ、すでに北海道では、二〇二二年一〇月に「レゾリュート・ドラゴン22」（道内各地の自衛隊施設・演習場などを南西諸島に見立てた日米共同訓練）が実施されるなどしているので、

『計画』は現状をトレースしているに過ぎないとも言えます。そもそも、日本国内において、米軍による基地の使用は単独使用と共同使用の二通りがあり、単独使用は沖縄県が圧倒的に多いですが、共同使用を含めると、米軍の関連施設が最も多いのは北海道なのです。

また、「地域コミュニティーとの連携」については、「平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく」としています。こうした取り組みは、自衛隊関連施設を有する道内の自治体も含め、すでに実践されてきたことであり、これを今後も継続して強化していくということです。

このほか、本章で見逃せないのは、「政策立案機能の強化等」の項目です。これについては具体的に、「自衛隊の将来の「戦い方」とそのための必要な先端技術の活用・育成・装備化について、関係省庁や民間の研究機関・防衛産業を中心とした企業との連携を強化」とともに、「防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、知的基盤としての機能を強化」するとしています。前者が「防衛産業強化法」制定

の背景に、後者が日本学術会議への政府の介入問題の背景にそれぞれなっていることがうかがえます。

#### (5) 国民保護と国際的な安全保障協力への取組に関する注意点

『計画』第VII章では、「国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組」として、「大規模災害等への対応」、「海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用に関する取組」、「国際平和協力活動等」の三項目を挙げています。これらについての注意点を以下に二点指摘します。

第一に、「大規模災害等への対応」に関わって、大規模災害等を「南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といつた各種の災害」と説明していますが、ここには自然災害ばかりでなく「武力攻撃災害」（「国民保護法」第二条第四項）も含まれうるということです。そうであれば、「大規模災害等への対応」の名の下での自衛隊の防衛出動がなされるおそれがあります。

第二に、「国際平和協力活動等」については、具体的に、「在外邦人等の保護措置及び輸送」のほか、「中央即応連隊及び国際活動教育隊の一体化による、高い即応性及び施設分野や無人機運用等の高い技術力を有する国際活動部隊を新編」、「関係省庁や諸外国、非政府組織等との連携・協力の

重要性」などを記しています。

これらの記述を読むと、在外邦人の保護を名目とした自衛隊の海外派遣や、民間非政府組織（NGO）が政府との連携の下で軍事的な活動に協力させられるケースが今後拡大していくのではないかと懸念します。日本のNGOは概して資金面の基盤が弱く、公金（政府からの補助金など）に頼つて活動している団体が多いことも、こうした方向性を後押しする背景になり得ます。

#### （6）自衛隊員の処遇に関する注意点

『計画』第X章では、「防衛力の中核である自衛隊員の能力を發揮するための基盤の強化」として、

「人的基盤の強化」と「衛生機能の変革」の二項目を挙げています。

このうち前者に関わっては、「採用の取組強化」、「予備自衛官の活用」、「人材の有効活用」、「生活・勤務環境の改善」、「人材の育成」、「処遇の向上及び再就職支援」の六項目を挙げています。ここに注意すべき点がいくつかあります。

「人的基盤の強化」に関わって、自衛隊で現在抱えている大きな課題とは、「サイバー領域等での人材の確保」であり、防衛大学校での教育体制も検討されています。

『計画』の示す自衛官の人材確保策の問題の一つは、「採用の取組強化」の方策として、非任期制自衛官の採用拡大を賃費学生制度の拡充によつ

て進めるとしていることです。これはアメリカ的なやり方です。

第二に、「人材の有効活用」の一環として、女性隊員の採用を進めるとしていることです。第二次安倍政権以降の女性の活躍推進政策を背景にしていますが、女性隊員を増やしても、現状からすれば、ジエンダー構造の強化にしかつながりません。

第三に、「生活・勤務環境の改善」の方策としては、ハラスメント対策やワークライフバランスの推進を挙げていますが、特に前者は人員確保のためではなく人権保護の視点から進めるべきものです。

くわえて、「衛生機能の変革」とは、戦傷医療（応急措置、後送時の救護、後送先の病院での救護）の確保を意味しています。しかし、このような事柄を書くこと自体がすでに戦闘を前提とするものであり、大きな問題があります。

以上を踏まえて、明文改憲による自衛隊の憲法

明記とは、大軍拡文書である安保三文書のもとでなされようとしているという事実をしっかりと認識しておく必要があります。

支配欲に由来する軍拡競争から脱却し、憲法第九条および第二四条の理念にあらためて立ち返りながら、「非暴力に基づく平和主義」を実現していくことこそ、今後も日本の進むべき道だと考えます。

（へきよすえ　あいさ・室蘭工業大学大学院教授）

本稿は、二〇二三年七月二七日に開催した、二〇二三年度第一回憲法研究会の内容をまとめたものです。

文責・編集部

保に向けた増税策の導入ともあいまつて、国民の権利や生活を脅かしていくことになると思います。人権と平和に価値を置く憲法がありながら、憲法が謳う生存権（第二五条）あるいは平和的生存権が、大軍拡という現実によって否定されてしまっています。

一方、どれだけ身の丈以上の財源を捻出し、五年、一〇年と時間をかけて国の防衛力を強化しても、日本が他の大国に勝ることは恐らく不可能です。そもそも国家予算には限界があります。その限界を超えて、軍事に依拠した防衛力の強化策で対抗しようとする自体、現実的には合理的なやり方ではありません。冒頭で述べたことのくり返しになりますが、国家の安全保障政策は、軍事に依拠する前に、外交努力によって追求されるべきものであり、このような認識を取り戻す必要があります。

支配欲に由来する軍拡競争から脱却し、憲法第九条および第二四条の理念にあらためて立ち返りながら、「非暴力に基づく平和主義」を実現していくことこそ、今後も日本の進むべき道だと考えます。

## <資料1>『防衛力整備計画』

別表1 抜本的に強化された防衛力の目標と達成時期

分 野	2027年度までの5年間（※）	おおむね10年後まで
	我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等からの支援を受けつつ、これを阻止・排除し得る防衛力を構築	左記防衛構想をより確実にするための更なる努力（より早期・遠方で侵攻を阻止・排除し得る防衛力を構築）
スタンド・オフ防衛能力	●スタンド・オフ・ミサイルを実践的に運用する能力を獲得	●より先進的なスタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を獲得 ●必要かつ十分な数量を確保
統合防空ミサイル防衛能力	●極超音速兵器に対処する能力を強化 ●小型無人機（UAV）に対処する能力を強化	●広域防空能力を強化 ●より効率的・効果的な無人機（UAV）対処能力を強化
無人アセット防衛能力	●無人機（UAV）の活用を拡大し、実践的に運用する能力を強化	●無人アセットの複数同時制御能力等を強化
領域横断作戦能力	●宇宙領域把握（SDA）能力、サイバーセキュリティ能力、電磁波能力等を強化 ●領域横断作戦の基本となる陸・海・空の領域の能力を強化	●宇宙作戦能力を更に強化 ●自衛隊以外の組織へのサイバーセキュリティ支援を強化 ●無人機と連携する陸海空能力を強化
指揮統制・情報関連機能	●ネットワークの抗たん性を強化しつつ、人工知能（AI）等を活用した意思決定を迅速化 ●認知領域の対応も含め、戦略・戦術の両面で情報を取得・分析する能力を強化	●人工知能（AI）等を活用し、情報収集・分析能力を強化しつつ、常時継続的な情報収集・共有体制を強化
機動展開能力・国民保護	●自衛隊の輸送アセットの強化、PFI船舶の活用等により、輸送・補給能力を強化（部隊展開・国民保護）	●輸送能力を更に強化 ●補給拠点の改善等により、輸送・補給を迅速化
持続性・強靭性	●弾薬・誘導弾の数量を増加 ●整備中以外の装備品が最大限可動する体制を確保 ●有事に備え、主要な防衛施設を強靭化 ●保管に必要な火薬庫等を確保	●弾薬・誘導弾の適正在庫を維持・確保 ●可動率を維持 ●防衛施設を更に強靭化 ●弾薬所要に見合った火薬庫等を更に確保
防衛生産・技術基盤	●サプライチェーンの強靭化対策等により、強力な防衛生産基盤を確立 ●将来の戦い方に直結する装備分野に集中投資するとともに、研究開発期間を大幅に短縮し、早期装備化を実現	●革新的な装備品を実現し得る強力な防衛生産基盤を維持 ●将来における技術的優位を確保すべく、技術獲得を追求
人的基盤	●募集能力強化や新たな自衛官制度の構築等により、民間を含む幅広い層から優秀な人材を必要数確保 ●教育・研究を強化（サイバー等の新領域、統合、衛生） ●隊舎・宿舎の老朽化や備品不足を解消し、生活・勤務環境及び待遇を改善	●募集対象者人口の減少の中でも、専門的な知識・技能を持つ人材を含め、必要な人材を継続的・安定的に確保 ●教育・研究を更に強化 ●全ての隊員が高い士気を持ちながら個々の能力を發揮できる組織環境を醸成

※ 現有装備品を最大限活用するため、弾薬確保や可動率向上、主要な防衛施設の強靭化への投資を加速するとともに、スタンド・オフ防衛能力や無人アセット防衛能力等、将来の防衛力の中核となる分野の抜本的強化に重点。

<資料2>『防衛力整備計画』別表2

区分	種類	整備規模
(1) スタンド・オフ防衛能力	12式地対艦誘導弾能力向上型 (地上発射型、艦艇発射型、航空機発射型) 島嶼防衛用高速滑空弾 極超音速誘導弾 トマホーク	地上発射型 11個中隊 — — —
(2) 統合防空ミサイル防衛能力	03式中距離地対空誘導弾(改善型)能力向上型 イージス・システム搭載艦 早期警戒機(E-2D) 弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル (SM-3 ブロックIIA) 能力向上型迎撃ミサイル(PAC-3 MSE) 長距離艦対空ミサイルSM-6	14個中隊 2隻 5機 — — —
(3) 無人アセット防衛能力	各種UAV USV UGV UUV	— — — —
(4) 領域横断作戦能力	護衛艦 潜水艦 哨戒艦 固定翼哨戒機(P-1) 戦闘機(F-35A) 戦闘機(F-35B) 戦闘機(F-15)の能力向上 スタンド・オフ電子戦機 ネットワーク電子戦システム(NEWS)	12隻 5隻 10隻 19機 40機 25機 54機 1機 2式
(5) 指揮統制・情報連携機能	電波情報収集機(RC-2)	3機
(6) 機動展開能力・国民保護	輸送船舶 輸送機(C-2) 空中給油・輸送機(KC-46A等)	8隻 6機 13機

<資料3> 『防衛力整備計画』別表3（おおむね10年後）

区分	将来体制	
共同の部隊	サイバー防衛部隊 海上輸送部隊	1個防衛隊 1個輸送群
陸上自衛隊	基幹部隊	常備自衛官定数 149,000人
		作戦基本部隊 9個師団 5個旅団 1個機甲師団
		空挺部隊 1個空挺団
		水陸機動部隊 1個水陸機動団
		空中機動部隊 1個ヘリコプター団
		スタンド・オフ・ミサイル部隊 7個地対艦ミサイル連隊 2個島嶼防衛用高速滑空弾大隊 2個長射程誘導弾部隊
		地対空誘導弾部隊 8個高射特科群
		電子戦部隊（うち対空電子戦部隊） 1個電子作戦隊 (1個対空電子戦部隊)
		無人機部隊 1個多用途無人航空機部隊
		情報戦部隊 1個部隊
海上自衛隊	基幹部隊	水上艦艇部隊（護衛艦部隊・掃海艦艇部隊） 6個群（21個隊） 潜水艦部隊 6個潜水隊 哨戒機部隊（うち固定翼哨戒機部隊） 9個航空隊（4個隊） 無人機部隊 2個隊 情報戦部隊 1個部隊
		護衛艦（うちイージス・システム搭載護衛艦） 54隻（10隻） イージス・システム搭載艦 2隻
		哨戒艦 12隻
		潜水艦 22隻
		作戦用航空機 約170機
航空自衛隊	主要部隊	航空警戒管制部隊 4個航空警戒管制団 1個警戒航空団（3個飛行隊） 戦闘機部隊 13個飛行隊 空中給油・輸送部隊 2個飛行隊 航空輸送部隊 3個飛行隊 地対空誘導弾部隊 4個高射群（24個高射隊） 宇宙領域専門部隊 1個隊 無人機部隊 1個飛行隊 作戦情報部隊 1個隊
		作戦用航空機（うち戦闘機） 約430機（約320機）

注1：上記、陸上自衛隊の15個師・旅団のうち、14個師・旅団は機動運用を基本とする。

注2：戦闘機部隊及び戦闘機数については、航空戦力の量的強化を更に進めるため、2027

年度までに必要な検討を実施し、必要な措置を講じる。この際、無人機（UAV）の活用可能性について調査を行う。